

令和7年度豊中市中小事業者向け脱炭素経営支援業務公募型プロポーザルにかかる質問事項に対する回答

No	質問項目	質問内容	回答
1	入札参加資格の登録について	本業務に企画提案を申請するにあたり、入札参加資格の登録が必要であるが、今年度の募集は受け付けていないとのこと。随時受付での対応は可能か。	結果からお伝えしますと、プロポーザル実施後に第一優先交渉権者となった事業者様は入札参加資格審査へのお申し込みが可能です。 プロポーザルに参加いただく際は入札参加資格に登録をいただく必要はございませんが、第一優先交渉権者となった事業者様は契約までに登録をいただく必要がございますので、募集要項に要件として記載させていただきました。 また入札参加資格審査への申し込みには要件がありますので、詳しくは市HPをご確認いただきますようお願いいたします。 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosya/keiyaku/mousihikomi/20221017buppinsikaku.html
2	支援企業の募集について	公開講座とスクールを行うにあたり、チラシ作成の記載はあるが、その後の広報について、提携先と協力して募集しても問題ないか。	貴社提携先様が保有する情報をもとに貴社が広報活動を行う点においては問題ございません。 一方で広報活動自体に提携先様のご協力をいただく場合は当市へ事前相談をいただき了承を得た上でご対応いただきますたく存じます。
3	豊中市の脱炭素経営に関する取組みについて	募集要項、および仕様書の「業務の目的」において、「令和6年度に実施した中小企業向けの脱炭素セミナー」という記述があるが、これまでに豊中市が主体的に実施してきた脱炭素経営の取組みについて、可能な範囲で過去の実績等を共有していただきたい。	当市が主体的に実施した脱炭素経営の取組みについては令和6年度に実施した中小企業向けの脱炭素経営セミナーがございます。 「どうする脱炭素？」というタイトルで事業者向けのセミナーと支援策のご紹介をさせていただきました。
4	企画提案書の任意様式について	企画提案書の任意様式について、ページ数の制限、A4・A3など使用するデータや用紙のサイズ、A4・A3など使用するデータや用紙のサイズの混合、使用する文字や写真等の色（白黒・カラーなど）、正本作成時の片面・両面印刷など、いずれも制約はないという理解で良いか。	企画提案書については任意様式となりますので、データや用紙サイズ等、こちらからの制約はございません。 ただしご提案内容を視認できない事例、例えば白黒では判別できないデータや両面印刷にすることで裏面記載内容が映り込んでしまう、などがございますと審査へ影響する可能性があるため、適切にご配慮いただけますと幸いです。
5	事業の効果検証について	企画提案書において、(ウ)事業の効果検証として、アンケートの手法や質問事項の提案の他に、スクール終了後の効果検証の方法について提案することが求められている。しかしながら、仕様書の内容としてアンケートの記載はあるものの、スクール終了後の効果検証の実施についての記載はない。これは、効果検証の方法の提案が求められているだけで、採択時にスクール後の効果検証の実施はしなくてよいということなのか。	結果からお伝えしますと、ご提案いただく効果検証の方法にて実施いただく必要がございます。 仕様書5. 業務内容(3)報告書の作成において「③スクール講座終了後に発注者と振り返りを行い、次年度以降の展開を検討したうえで、報告書を発注者に提出する。」と記載しておりますが、これは、提案いただいたスクール終了後の効果検証により振り返りを行い次年度以降の展開を検討いただくことを想定しております。

No	質問項目	質問内容	回答
6	評価項目について	評価項目のうち、見積り金額の採点の考え方として、金額が安い方が評価が高いという理解で良いのか。それとも、金額の大小にかかわらず、見積金額の内訳等による金額の妥当性で評価されるのか。	評価項目のうち見積金額については、金額が安いほうが高評価になるよう設定しております。
7	第2次審査 (プレゼンテーション)について	第2次審査のプレゼンテーションでは、事前に提出した企画提案書等の提出書類を使用しての説明に限られるのか。それとも、パワーポイントやインターネット、パソコン上の画面投影等を活用した補足説明は可能か。	二次審査においてはパソコンを持ち込んでいただき、画面を投影しながらご説明いただくことが可能です。 投影いただく内容については、募集要項10.留意事項「(4)応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。」と記載しており、一次審査との整合性を確保するため、事前にご提出いただいた企画提案書の内容に限らせていただきます。
8	第2次審査 (プレゼンテーション)について	プレゼンテーションへの出席者は担当者を含めて3名以内とあるが、採択時に協力を得る予定の外部講師、またはアドバイザーの専門家を指定された出席人数の範囲内で、メンバーとして一緒に同席させることは可能か。	プレゼンテーションは貴社の担当者の方にご説明いただき、各社の本事業に対する理解度や企画提案力を審査させていただきますたく存じます。 ただし貴社に属する専門的立場の方が、提出様式の中で担当者として記載される場合は、プレゼンテーションに参加いただくことは可能です。
9	成果品について	仕様書6 成果品 広報用のチラシについて 提出は電子媒体になっているが印刷などは発生しないか。 発生する場合、負担はどちらになるか。	当市に納入いただく広報用チラシについては電子媒体のみとなります。 印刷に関しましては、参加いただく市内事業者様に広く周知する方法として紙媒体をご活用いただく場合は、受託事業者様のご負担で印刷をいただきます。